

# 見積依頼書

分任契約担当官  
陸上自衛隊奄美駐屯地  
第443会計隊長 林 勝之

以下のとおり見積を依頼します。

## 1 見積依頼

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
4S8N12003060		48E11A40003 0001					
品名 または 件名							
人員輸送車2号の外注整備(3カ月点検) ほか2件							
部品番号 または 規格							
仕様書の通り							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
3.00	EA			A			
納地または工事場所				引渡場所			
現地				現地			
搬入場所				納期または工期			
現地				令和7年2月14日(金)~令和7年2月28日(金)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊奄美駐屯地 会計隊事務室

## 3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

提出日時場所：令和6年4月25日(木)10時00分 会計隊 事務室

## 4 決定方式及び契約方式

決定方式：グループ別総額 契約方式：随意契約

## 5 注意事項

### (1) 実施要領について

オープンカウンター方式実施要領(陸上自衛隊奄美駐屯地(4.8.1))及び「入札及び契約心得」による。

(2) オープンカウンター方式件名リストの提示場所：陸上自衛隊西部方面隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdw/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)・陸上自衛隊奄美駐屯地・奄美大島商工会議所

(3) 契約条項及び入札参加者心得を示す場所：陸上自衛隊奄美駐屯地第443会計隊・西部方面隊ホームページ

### (4) 契約書等作成

ア 契約書の作成の要否については落札者にその都度連絡する。作成する場合については、落札決定後「駐屯地用標準契約(請)書」の様式により作成する。

#### イ 摘要する契約条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

### (5) その他

ア 参加する場合は、(参加資格)陸上自衛隊奄美駐屯地実施要領第5条を確認し、実施要領にしたがって申し込みを行うこと。この際、参加資格の確認のため関係書類の提出をお願いする場合があります。

イ 申し込みがあった者については、市場価格の調査を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

ウ 品名、規格等に誤りがあった場合は、その都度連絡いたします。

### (6) 問い合わせ先

〒894-0001 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266番地49

陸上自衛隊奄美駐屯地 第443会計隊 契約班

TEL 0997-54-1060 内線352 FAX 0997-54-1066

オープンカウンター方式に関する事項：第443会計隊 契約班 担当 松竹 (内線 352)



仕 様 書			
件 名	人員輸送車2号の外注整備	作成年月日	令和6年4月9日
		作成部隊名	奄美警備隊
		作成者	2曹 外菌 尚之

## 1 総 則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、奄美警備隊において外注整備する人員輸送2号の整備について適用する。

### 1.2 要修理品の種類

器 材 番 号	型 式	納 入 年 月
奄美200 さ 61	BDG-XZB40	H22年2月

### 1.3 不良箇所

不 良 箇 所

### 1.4 用語及び定義

この仕様書に用いる用語の定義は、次によるほか、GLT-CG-000001Vの1.4による。

#### 1.4.1 整 備

指定された基準に基づき、使用可能で良好な状態に回復するために欠陥を是正する全ての仕様を総称する。

#### 1.4.2 修 理

指定された修理基準に基づき欠陥を是正し、使用可能な状態に回復することをいい通常、点検、調整、溶接、板金、びょう締め、補強等を含む。

#### 1.4.3 交 換

不良部品等を使用可能な部品等と交換することで当該部品の脱着及び必要な調整完了までの作業をいう。

#### 1.4.4 点 検

不良箇所について物理的、機械的、電気的性能を良否の判定することをいう。

#### 1.4.5 脱 着

修理に直接関係はないが、工程上又は過程上、取外し、取付けを要することをいう。

## 2 整備に関する要求

### 2.1 整備の種類

3カ月点検 3回（5月、8月、11月）  
12カ月点検 1回（2月）

### 2.2 修理基準

修理基準は、当該製造会社の修理基準によるものとする。

- 2.3 整備実施場所  
民側の施設において実施する。
- 2.4 部品及び副資材  
官給しない。
- 2.5 使用済み部品の処置  
確認後契約相手方が処分
- 2.6 外 観  
外観は、修理部位において、錆、腐食及びその他の有害な欠陥がないこと。
- 2.7 性 能  
性能は、2.2の修理基準に適合しなければならない。
  
- 3 品質保証
  - 3.1 試験の方法  
試験方法は、当該製造会社の修理基準によるものとする。
  - 3.2 試験機器及び設備等  
試験に必要な機器及び設備については、契約相手方が準備するものとする。
  - 3.3 入場検査  
契約相手方に引き渡す際、外観、数量、付属品等について点検、確認する。
  - 3.4 監 督  
監督は実施しない。ただし、1.3.1に示す以外の部品等の交換が発生した場合は、契約担当官に申し出て指示を受けるものとする。
  - 3.5 完成検査  
整備終了後、この仕様書に示した修理部位について、現物確認により行う。
  - 3.6 受領検査  
納入時、外観、数量、付属品について行う。
  
- 4 その他の指示
  - 4.1 搬入・搬出  
官側で実施する。
  - 4.2 不良箇所の損傷等  
当該不良箇所にかかわらず作業中の損傷等は、契約相手方がその責を負うものとする。
  - 4.3 保 証  
不良箇所（部位）の保証は、通常の使用で受領検査合格の日から製造会社の定める期間とする。
  - 4.4 その他  
修理交換が必要な場合は、別途調整するものとする。

仕 様 書			
件 名	人員輸送車2号の外注整備	作成年月日	令和6年4月8日
		作成部隊名	奄美駐屯地業務隊
		作成者	2曹 古川 直樹

## 1 総 則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、奄美駐屯地業務隊において外注整備する人員輸送車2号の整備について適用する。

### 1.2 要修理品の種類

器 材 番 号	型 式	納 入 年 月
奄美200 さ 77	2KG-XZB60M	R3年2月

### 1.3 不良箇所

不 良 箇 所

### 1.4 用語及び定義

この仕様書に用いる用語の定義は、次によるほか、GLT-CG-000001Vの1.4による。

#### 1.4.1 整 備

指定された基準に基づき、使用可能で良好な状態に回復するために欠陥を是正する全ての仕様を総称する。

#### 1.4.2 修 理

指定された修理基準に基づき欠陥を是正し、使用可能な状態に回復することをいい通常、点検、調整、溶接、板金、びょう締め、補強等を含む。

#### 1.4.3 交 換

不良部品等を使用可能な部品等と交換することで当該部品の脱着及び必要な調整完了までの作業をいう。

#### 1.4.4 点 検

不良箇所について物理的、機械的、電気的性能を良否の判定することをいう。

#### 1.4.5 脱 着

修理に直接関係はないが、工程上又は過程上、取外し、取付けを要することをいう。

## 2 整備に関する要求

### 2.1 整備の種類

3ヵ月点検及び12ヶ月法定基本点検並びに部品交換整備

### 2.2 修理基準

修理基準は、当該製造会社の修理基準によるものとする。

- 2.3 整備実施場所  
民側の施設において実施する。
- 2.4 部品及び副資材  
官給しない。
- 2.5 使用済み部品の処置  
確認後契約相手方が処分
- 2.6 外 観  
外観は、修理部位において、錆、腐食及びその他の有害な欠陥がないこと。
- 2.7 性 能  
性能は、2.2の修理基準に適合しなければならない。
- 3 品質保証
  - 3.1 試験の方法  
試験方法は、当該製造会社の修理基準によるものとする。
  - 3.2 試験機器及び設備等  
試験に必要な機器及び設備については、契約相手方が準備するものとする。
  - 3.3 入場検査  
契約相手方に引き渡す際、外観、数量、付属品等について点検、確認する。
  - 3.4 監 督  
監督は実施しない。ただし、1.3.1に示す以外の部品等の交換が発生した場合は、契約担当官に申し出て指示を受けるものとする。
  - 3.5 完成検査  
整備終了後、この仕様書に示した修理部位について、現物確認により行う。
  - 3.6 受領検査  
納入時、外観、数量、付属品について行う。
- 4 その他の指示
  - 4.1 搬入・搬出  
官側で実施する。
  - 4.2 不良箇所の損傷等  
当該不良箇所にかかわらず作業中の損傷等は、契約相手方がその責を負うものとする。
  - 4.3 保 証  
不良箇所（部位）の保証は、通常の使用で受領検査合格の日から製造会社の定める期間とする。
  - 4.4 その他  
修理交換が必要な場合は、別途調整するものとする。

#### 時期

- 3 カ月点検 令和6年5月、8月、11月
- 12 カ月点検 令和7年2月14日まで。